

平成27年(ヨ)第735号

仮処分決定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の仮処分命令申立事件について、当裁判所は、債権者の申立てを相当と認め、債権者に下記方法による担保を立てさせて、次のとおり決定する。

主 文

債務者は、別紙WEBページ目録記載のWEBページを仮に削除せよ。

平成27年8月25日

大阪地方裁判所第1民事部

裁判官 向 健 志

立担保の方法

金40万円の供託

これは正本である

同日同庁

裁判所書記官 菅 納 真理子



当事者目録

鳥取市南吉方一丁目74番地

債権者	小山裕史
同代理人弁護士	小松陽一郎
同	山崎道雄
同	大住洋

大阪府中央区南本町一丁目8番14号

債務者	さくらインターネット株式会社
同代表者代表取締役	田中邦裕
同代理人弁護士	小栗久典

別紙

WEB ページ 目録

URL <http://hiroshimagic.com/syodoufuka.html>

更新日 平成 27 年 6 月 22 日